

測量・建設コンサルタント等業務委託の最低制限価格制度について

令和元年6月1日以降に発注する案件から、測量・建設コンサルタント等業務委託の最低制限価格について、次のとおりとします。(下線・赤色フォントの箇所が今回の変更箇所です。)

1 最低制限価格の算定方法

(1) 最低制限価格＝基準価格×(1+A)

A(偶発値)は、1/1000, 2/1000, 3/1000, 4/1000, 5/1000のうちいずれかで、無作為・電子的に決定します。

(※ 最低制限価格は、千円未満を切り捨てます。)

(2) 基準価格の算定方法

(※ 諸経費、技術料等経費などは、係数を乗じる都度、円未満を切り捨てます。)

(ア) 測量業務委託の場合

基準価格＝直接測量費＋測量調査費＋諸経費×0.48

(イ) 建築関係の建設コンサルタント業務の場合

基準価格＝直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×0.6＋諸経費×0.6

(ウ) 土木関係の建設コンサルタント業務の場合

基準価格＝直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.48

(エ) 地質調査業務の場合

基準価格＝直接調査費＋間接調査費×0.9＋解析等調査業務費×0.8  
＋諸経費×0.48

(オ) 補償関係コンサルタント業務の場合

基準価格＝直接人件費＋直接経費＋その他原価×0.9＋一般管理費等×0.45

2 最低制限価格の範囲

(1) 最低制限価格は、測量業務については、予定価格(税別、以下「予定価格」は全て税別)の10分の6から10分の8.2の範囲内で定める額とし、その額が10分の6に満たない場合は10分の6、10分の8.2を超える場合は10分の8.2とします。

建築関係、土木関係、補償関係の建設コンサルタント業務については、予定価格(税別、以下「予定価格」は全て税別)の10分の6から10分の8の範囲内で定める額とし、その額が10分の6に満たない場合は10分の6、10分の8を超える場合は10分の8とします。

地質調査業務については、予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で定める額とし、その額が3分の2に満たない場合は3分の2、10分の8.5を超える場合は10分の8.5とします。

(2) 測量業務、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務のうち最低制限価格の範囲が異なる複数の業務が含まれた業務の最低制限価格の算定は、次の方法によるものとします。

(ア) 測量業務、建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務について、各々前記1(2)

(ア), (イ), (ウ), (オ)に定める算定方法により, 業務ごとの基準価格を算定します。ただし, その価格が予定価格の10分の8 (測量は10分の8.2)を越える場合は10分の8 (測量は10分の8.2)とし, 10分の6に満たない場合は, 10分の6をもって業務ごとの基準価格(円未満切り捨て)とします。

(イ) 地質調査業務については, 前記1(2)(エ)に定める算定方法により地質調査業務のみの基準価格を算定します。ただし, その価格が予定価格の10分の8.5を越える場合は10分の8.5とし, 3分の2に満たない場合は, 3分の2をもって地質調査業務の基準価格(円未満切り捨て)とします。

(ウ) 前記(ア)(イ)で得られた業務ごとの基準価格と地質調査業務の基準価格を合算し, 基準価格とします。

(エ) 前記(ウ)で得られた基準価格に偶発値を乗じて得た価格を最低制限価格(千円未満切り捨て)とします。

### 3 その他

(1) 予定価格を超えた入札及び最低制限価格を下回った入札は無効とします。

(2) 予定価格及び基準価格の算定式は事前公表

(3) 最低制限価格は事後公表